令和７年度　松尾地区まちづくり委員会等の組織図

松尾地域協議会（条例）

・市の諮問に対して意見を述べる
・地区に関わる事項について意見を述べる

【構成員】（25 名）

①まちづくり委員会からの選出委員(20 名)
・会長(1)
・区長(12)
・地コ・地安・育成(1)
・環境・健康・公民館(1)
・女性構成員(4)
（地安・環境・健康・公民館）
・正副会長経験者(1)

②一般公募委員(5 名)
・産業団体等(1)
（商工会）
・その他(4)
（日赤・旧婦人会・壮年会・ＰＴＡ）

委員の選出

事業・予算・決算の承認等

審議　意見

事務局

自治振興センター
公　民　館

所長・職員

事務局

地域協議会
まちづくり委員会
地域活動団体

地域団体等（協力団体）

商工会議所・農家組合長会・ＰＴＡ・壮年会・結婚相談員会・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの会など

※必要により推進会議に出席することができる。

必要により

松　尾　地　区　ま　ち　づ　く　り　委　員　会

企画・立案・調整・推進を担う機関

・まちづくり活動の推進及び各部・区との連携・調整を図るために以下の 2 つの会議を置く。

企画会議（役員会）

【分掌事項】
1．まちづくり委員会の事業計画の概要策定
2．予算方針の策定
3．課題の把握と解決に向けた施策の検討

【構成員】（7名）
・会長 (1)　・副会長(2)　・基本構想推進担当参事(1)
・公民館長(1)　・地域振興部長(1)
・事務局(1)

【会議の開催】原則毎月７日
・毎月定例会とし、推進会議の開催前に開く

調整

推進会議

【分掌事項】
1．企画会議の指示に基づく事業計画の調整
2．予算執行の調整
3．地域課題の解決に向けた取り組みの調整
4．まちづくり委員会と各部・各区との連携

【構成員】（２７名）
・会長 (1)・副会長(2)・基本構想推進担当参事(1)
・公民館長(1)
・各部(5：地コ・地安・環境・健康・育成)
・区長(12)　**※区長欠席の場合には代理出席とする**
・財産区管理委員長(1)
・相談役(2：市議会議員)　・事務局(2)

【会議の開催】原則毎月 20 日
・毎月定例会として開催する
・必要により特別委員会、協力団体の出席を求めることができる。

※特別推進委員は必要により企画会議･推進会議に出席できる

総会（議決機関）

役員、特別推進委員、松尾地域協議会委員と代議員で構成。

各部会の委員の選出方法

・各部会の部員の選出方法及び運営については、部の規則で定める

構成部会名等	分掌事務	各区
地域協議会（25 名）・他の部との兼務者あり		
財産区管理委員会（1 名）・委員長 **財産区管理委員会**【委員】（2名以上）【応援団】（14名）※財産区 OB 有志	①松尾地区財産区の管理	松尾地区内で公募
地域コミュニティ部（2名）・正副部長 **地域コミュニティ部**【構成団体等】（12 名）	①松尾地区自主防災会 ②組合加入の促進　ほか	地域コミュニティ部
地域振興部（12 名）・各区長 **地域振興部（区長会）**【構成団体等】（12 名）①区長(12)	①道路・河川・治水等基盤整備 ②区との情報共有の推進　ほか	区長
地域安全部（4名）・正副部長 **地域安全部**【構成団体】（３６名）	①防火防犯思想の普及 ②防災対策の徹底 ③火災及び犯罪予防対策 ④啓発活動による安全運転の推進 ⑤安全施設の管理 ⑥交通事故防止施策の実施　ほか	地域安全部
環境衛生部（3名）・正副・女性部長 **環境衛生部**【構成団体】（28 名以内）	①ごみの分別の徹底 ②ごみの減量,資源リサイクル推進 ③環境美化活動　ほか	環境衛生部
健康福祉部（6名）・社福委正副・保推正副 **健康福祉部**【構成団体】（48名以内）①社会福祉委員会（12 名以内）②保健推進員会（36 名以内）	①高齢者・身障者等支援活動 ②地域福祉活動の推進 ③健康づくりの意識向上 ④健康づくり実践者の増加　ほか	社会福祉委員会 保健推進員会
青少年健全育成部（4名）・正副部長 **青少年健全育成部**【構成団体】（25 名以内）青少年健全育成会（25 名）	①健全育成のための環境整備 ②健全な自己形成の援助　ほか	青少年健全育成会
公民館（7名）・公民館長・各委員長 **公民館**【構成団体】（106 名以内）①公民館（106 名以内）	①生涯学習・ひとづくり活動 ②地域課題に対応した事業の実施	公民館 ・正副分館長 ・分館主事 ・専門委員
特別推進委員（5 名）各代表者 **特別推進委員（法令等により設置）**①消防団　②日赤奉仕団　③民生児童委員協議会　④松尾小ＰＴＡ　⑤緑ヶ丘中ＰＴＡ	**相談役（市議会議員）**会議に出席し、助言を行う	